

委託業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公募します。

令和6年3月11日

京都市長 松 井 孝 治

京都観光総合調査に係る調査等実施業務 「応募要領」

1 委託業務

京都観光総合調査に係る調査等実施業務

2 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額の上限

14,390千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 応募資格

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者でない者であること。

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募申請書（様式1）、類似業務実績一覧（様式2）及び誓約書（様式3）

イ 企画提案書

別紙「京都観光総合調査に係る調査等実施業務に関する受託候補者選定審査基準及び企画提案書作成要領」に基づき作成し、紙文書で6部提出すること。

なお、企画提案書には、社名を入れないこと。

ウ 見積書（消費税は内税で記載）

委託業務実施に当たっての見積書（積算根拠が分かるように記載したもの）を
1部提出すること。

エ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（発行から3か月以内、コピー可）

オ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）（発行から3か月以内、コピー可）

(2) 受付期間

ア 令和6年3月11日（月）から令和6年3月26日（火）までの平日午前9時から午後5時までとする。

イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更は受け付けない。

(3) 提出方法等

後述10の担当まで持参又は郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は、令和6年3月26日（火）午後5時必着とする。

(4) その他

ア 当該業務に係る予算については現在京都市会で審議中であるため、予算が成立しない場合は当該プロポーザルを無効とする。

イ 提出書類は理由のいかんに関わらず返却しない。

ウ 選定された提案は、京都市との協議により、修正又は変更を行う場合がある。

6 受託候補者の選定方法

(1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。

(2) 企画提案書に「京都観光総合調査に係る調査等実施業務に関する受託候補者選定審査基準」の提案評価項目表で示す事項が記載されていない場合又は提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。

(3) 応募者から提出された企画提案書、類似業務実績一覧及び見積書について、「京都観光総合調査に係る調査等実施業務に関する受託候補者選定審査基準」に基づき「京都観光総合調査に係る調査等実施業務に関する業務受託候補者選定委員会」において、項目別に評価し、各委員の評価点の合計の平均（合計点）が60点以上のもののうち、最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。

なお、応募者が1社の場合についても同様とする。

(4) 受託候補者の選定は予算案の議決後から令和6年3月29日（金）までに行う。

(5) 選定結果については、郵送で通知するとともに、京都市のホームページ上にて参加した全ての事業者の商号又は名称及び事業者ごとの合計点を公表する。

なお、選定手続が完了する前は、応募者数や応募者名など選定に係る情報について公表しない。

7 委託契約の締結

(1) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(2) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、委託見積額の範囲内で契約を締結する。

イ 受託候補者となった者は、速やかに京都市が指定する契約書に記名捺印し、京都市へ提出しなければならない。

ウ 受託候補者となった者が前項の手続きを行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとする。

8 質疑

(1) 質疑の受付

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、後述10の担当まで、質疑書（任意様式）を持参若しくは郵送又は電子メールにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。

なお、電子メールの場合は必ず電話で受信確認を行うこと。

(2) 質疑受付期間

令和6年3月11日（月）から令和6年3月15日（金）までの平日午前9時から午後5時までとする。

ただし、郵送の場合は、令和6年3月15日（金）午後5時必着とする。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、令和6年3月22日（金）午後5時までに京都市のホームページに公開することによって行う。

9 その他

応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

10 担当

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町384番地

ヤサカ河原町ビル7階

京都市産業観光局 観光MICE推進室（担当：植山、杉林）

TEL 075-746-2255

E-mail kanko-mice@city.kyoto.lg.jp